

いじめ防止に対する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、子どもの心と体、そしてその成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題としてその防止に努めなければならない。また不幸にして生じた場合は、被害にあっている子どもの立場に立って取り組み、速やかに解決することが求められる。本指針はいじめに対しての未然防止を最大の目的とし、生じた場合の対応や学校として取り組むべき方向を示すものである。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

「『いじめ』とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
(法第2条)

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(1) いじめの構造（いじめの4層の構造）

- ①被害者（いじめられている子ども）
- ②加害者（いじめている子ども）
- ③観衆（いじめをはやし立て面白がっている子←いじめを強化する存在）
- ④傍観者（見てみぬふりをしている子←いじめを支持、促進する存在）

(2) いじめの態様

- ①ひやかし・からかい
- ②仲間はずれや集団無視
- ③暴力
- ④たかり
- ⑤言葉での威圧、脅かし
- ⑥いたずら、持ち物隠し
- ⑦携帯、ネットによるいじめ など

*これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめがおこる背景・要因

- ①家庭における要因
- ②学校における要因
- ③地域社会に置ける要因
- ④社会全体の要因 などが原因で…ストレスが身体症状や行動面に現れる
…自尊心の傷つきを暴力やいじめで癒す

3. いじめに対する対応校内組織

(1) いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童・生徒支援コーディネーター、生徒指導担当
人権教育担当、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、SC、SSW

(3) 役割

- ①いじめ基本方針の策定
- ②いじめ未然防止
- ③いじめ対応
- ④教職員の資質向上のための研修の企画
- ⑤年間の企画と実施及び進捗状況のチェック
- ⑥各取り組みの有効性の検証
- ⑦いじめ基本方針の見直し

4. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は学期毎に検討会議を開催し、それまでの取り組みを振り返り、ケースごとの検証をし、必要に応じ、学校基本方針の見直しを図る。

5. 年間計画

	1年生	2年生	3年生	職員
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ相談窓口周知 ・生徒へ相談窓口周知 ・授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・あいさつ運動（年間：毎週水曜日、毎月11日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ相談窓口周知 ・生徒へ相談窓口周知 ・授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・クラブ生心得 ・あいさつ運動（年間：毎週水曜日、毎月11日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ相談窓口周知 ・生徒へ相談窓口周知 ・授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・クラブ生心得 ・あいさつ運動（年間：毎週水曜日、毎月11日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導体制の確認 ・PTA総会で指針の周知 ・スクリーニング会議①（情報共有、共通理解）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（家庭の様子の把握） ・クラブ生心得 ・人権学習（障害者理解） ・教育相談（現状の把握） ・学校生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（家庭の様子の把握） ・人権学習（将来の自分） ・教育相談（現状の把握） ・学校生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（家庭の様子の把握） ・教育相談（現状の把握） ・学校生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング会議② ・小学校授業見学① ・信太学園見学 ・信太学園勉強会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域巡り（校外学習） （地域や仲間の理解） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習（集団づくり） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（クラスミーティング） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年研究授業（誰一人とり残さない授業づくり） ・信太学園勉強会 ・スクリーニング会議③

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・保護者懇談会（情報共有） ・学年レクリエーション（仲間づくり） ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・保護者懇談会（情報共有） ・学年レクリエーション（仲間づくり） ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・保護者懇談会（情報共有） ・学年レクリエーション（仲間づくり） ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校授業見学② ・いじめ不登校対策会議①（進捗確認） ・スクリーニング会議④ ・市人教夏期研修（人権意識の向上）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・平和登校日（社会と身近な平和について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和登校日（社会と身近な平和について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和登校日（社会と身近な平和について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・つばさサマーキャンプ（生徒会の参加） ・大人教夏期研修（人権意識の向上） ・小中4校合同研修（教員の共通理解） ・市生徒会サミット
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（夏休みの様子の把握） ・学習宿泊（クラスミーティング） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（夏休みの様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（夏休みの様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング会議⑤
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭（縦割り活動） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） ・学校生活アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭（縦割り活動） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） ・学校生活アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭（縦割り活動） ・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） ・合唱コンクール ・学校生活アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング会議⑥ ・信太学園勉強会 ・和泉市みんなの意見体験発表会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験（将来の自分） ・道徳授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習（仲間づくり） ・保護者懇談会（進路） ・保育実習（自己有用感の向上） ・道徳授業参観（家庭による学校の様子の把握） ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・若つど（生徒会の参加） ・3年研究授業（誰一人とり残さない授業づくり） ・スクリーニング会議⑦ ・いじめ不登校対策会議②（進捗確認） ・三市一町中学生のメッセージ ・信太学園勉強会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導（二次性徴） ・学校生活アンケート④ ・保護者懇談会（情報共有） ・スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導（妊娠と出産） ・学校生活アンケート④ ・保護者懇談会（情報共有） ・スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート④ ・保護者懇談会（情報共有） ・スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（成長を促す指導の効果検証） ・スクリーニング会議⑧
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職業人からの聞きと（将来の自分） ・教育相談（現状の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習（仲間づくり） ・教育相談（現状の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・面接練習（進路） ・教育相談（現状の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング会議⑨ ・小6体験入学、入部（段差の解消） ・新入生入学説明会

2月	・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定）	・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定）	・社会性測定用尺度（発達支持的生徒指導の効果測定） ・保護者懇談会（進路） ・性に関する指導（性感染症と避妊）	・1年研究授業（誰一人とり残さない授業づくり） ・スクリーニング会議⑩ ・信太学園勉強会
3月	・保護者懇談会（情報共有） ・学校生活アンケート⑤	・保護者懇談会（情報共有） ・学校生活アンケート⑤	・卒業に向けて（進路）	・校内研修（成長を促す指導の効果検証） ・スクリーニング会議⑪ ・いじめ不登校対策会議③（取組の評価と見直し）

いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い思いを共有し、日々の教育活動に臨み、目標とする子ども像を明確にしたうえで、健全な集団づくりに取り組むことが大切である。また、学校という一つの社会でのルールを守り、規範意識を醸成するためにも、保護者・地域の方々にも同じ思いを共有していただくことが大切であると考えます。

1. いじめ防止のための校内体制

いじめ防止に対しては「いじめ対策委員会」が中心となって以下の流れで基本方針や指導方針を策定する。また、日常的には以下の組織において、情報交換や早期発見について取り組んでいく。

- ①学年会議（週1回程度開催）→それぞれの学年担当で情報交換
- ②こども支援会議（毎週火曜日）→児童・生徒支援コーディネーターを中心に課題のある生徒や気になる生徒について情報交換や関わりについて話し合う。SC、SSW、生徒指導担当、学年主任、管理職、その他関係職員が参加
- ③生徒指導部会（毎週月曜日）→各学年の生徒指導担当が学年の詳細な情報交換と、それぞれの対応の報告と検討
- ④人権教育委員会（学期に1～2回）→各学年人権教育担当者、管理職で、情報交換。

2. いじめ防止のために（措置）

いじめの未然防止に大切なことは、教職員が人権感覚を研ぎ澄まし、子どもの立場に立ち、守りきるという姿勢を養うことにある。そのためにも常に情報を共有しながら、全職員で対応できる体制（後述）で臨むことが大切である。また本校では外国にルーツのある子どもも多く在籍することも含め、教員自身が子どもの生活背景をしっかりと理解し、正しい人権感覚をもち、子どもたちが安心して学校生活を送れるために次の4点について具体的な取り組みが必要である。

（1）指導方法

- ①一人ひとりを大切にしたい学校、学級経営
 - ・一人ひとりの居場所を作り、存在感を感じる取り組み
 - ・教職員の声かけや言葉遣いへの配慮
 - ・「ほめる」機会を多く持つ…自尊感情、自己有用感をはぐくむ

- ②学級における人間関づくりの取り組み
 - ・班活動の活性化など
 - ・多くの行事等での子どもどうしの関係作りへの働きかけ

- ③集団活動、体験活動の推進
 - ・生徒会活動、ボランティア活動の活性化
 - ・キャリア教育の推進
 - ・福祉体験の推進（保育実習）

- ④わかりやすい授業
 - ・個に応じた授業
 - ・参加意識のある楽しい授業（ユニバーサルデザイン）

(2) 指導体制

- ①全体指導計画の作成
 - ・指導方針の作成（いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針で決定後、全職員で周知、確認）
 - ・年間指導計画の作成（いじめ不登校対策委員会）

- ②積極的な生徒指導
 - ・いじめに対する道德等の活用…生徒会での全体でのいじめに対する取り組みなどの企画
 - ・規範意識の醸成をめざした取り組み…非行防止教室や集会での講話
 - ・いじめをおこさない子どもの力を育てる～子どもをエンパワーする取り組み
 - ・心の居場所を作る力、ストレスとうまく付き合う力、感情を適切に表現する力、違いを認めて共に考える力、仲間とつながり支えあう力の育成を目的とした取り組み

- ③実践的な校内研修
 - ・いじめに対する研修→いじめ不登校対策委員会＋人権委員会
 - ・生徒理解、指導方法の習得をめざした研修
 - ・事例研修、実技研修

- ④実態把握・情報収集
 - ・学校生活アンケートの実施
 - ・教育相談週間の設定や、教員間の情報交換の日常的な活動
 - ・休み時間、部活動、登下校中の巡視
 - ・自己有用感、自己肯定感の向上へ向けた取り組みのための社会性測定用尺度アンケートの実施

(3) 相談体制

- ①相談体制づくり
 - ・SC、SSWの活用
 - ・教育相談の計画（教育相談週間、保護者懇談）

- ②関係機関との連携
 - ・市教育委員会、子ども家庭センター、堺少年サポートセンター、警察等

(4) 連携体制

- ①家庭との連携
 - ・保護者の理解と周知（通信や家庭連絡での理解と啓発）
 - ・授業参観、学校公開
 - ・学校通信やホームページ、PTA会議、地域の会議、学校協議員会などで相談体制を広く周知する。
 - ・いじめ対策委員会や、職員会議などで相談体制やその周知が適切に行われているか定期的に点検する。

②地域との連携

- ・情報の発信（地域教育協議会通信、学校通信、ブログ等で情報を発信し意識の啓発を促す）
- ・校区巡視などへの協力要請
- ・地域教育協議会との連携（地域教育協議会事業や各事業での学校との連携）

3. いじめの早期発見の取り組み

いじめは、大人の目につきにくい時間及び場所で行われていることが多く、悪ふざけや遊びを装って行われることが多い。そのため、些細なことであっても見逃さず、担任だけではなく複数の職員が認知できる体制作りと、密な情報交換が大切である。

①日ごろから子どもの理解、観察に努める

- ・子どもや集団のサインを敏感に受けとめる
子どものサイン・・・欠席、遅刻が増えた
けがや傷が多くなった
保健室や職員室の周りをウロウロする 等
- ・集団のサイン・・・クラス内でのグループ化
教室で一人になる子がいる
真面目に取り組むことを冷やかす雰囲気がある
学校のルールを守らない雰囲気が増えた 等
- ・子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている

②教職員の共通理解・協力体制のもと、日ごろから情報交換を行う

教職員間の情報交換

- ・職員打ち合わせ、学年会議での情報交換、事例研究
- ・生徒指導部会の充実
- ・スクリーニング会議、ケース会議の活性化
- ・保健室、カウンセリング室との情報交換
- ・部活動顧問からの情報収集

③家庭、地域との連携を密にし情報交換を行う

家庭との連携

- 家庭でのサイン・・・元気なくイライラしている 友達から呼び出され嫌そうに外出する
- 持ち物をよくなるす 急に友達が来なくなり一人ぼっちが多い
- 体に傷やあざがある 学校に行きたがらない
- 急に成績が下がる 家のお金がよくなる 等

- ・学校通信やホームページ、PTA会議、地域の会議、学校協議委員会などで相談体制を広く周知する。
- ・いじめ対策委員会や、職員会議などで相談体制やその周知が適切に行われているか定期的に点検する。
- ・地域からの情報

自治会やPTA等の組織を利用して子どもの様子を知らせたり早期発見への協力を要請する

地域でのサイン・・・公園で子どもがたまっていて様子がおかしい

地域でひとりぼつんとしている子がいる

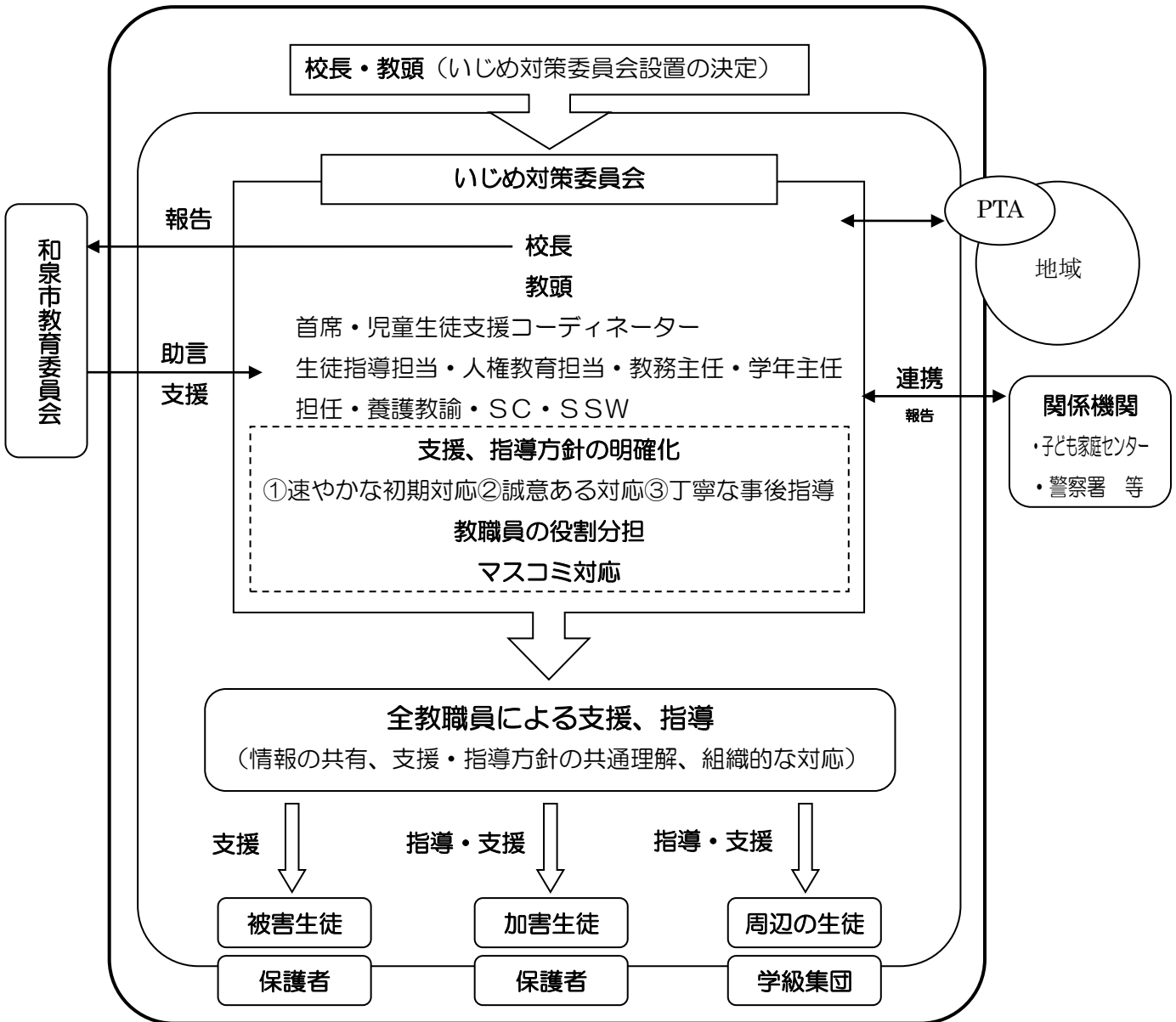
登下校中に一人の子が他の子の荷物を多く持たされている

スーパーなどでおごらされている子がいる 等

いじめに対する考え方～いじめ事象が起こったとき

いじめの事象が確認できたときは、次の項目の要領のもと、特定の教職員で抱え込まず、全教職員で組織的に対応し、早期解決を目標に全力で取り組んでいかななくてはならない。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しても、その成長を目的に、毅然とした姿勢で教育的観点のもと指導をしていかななくてはならない。

<いじめに対する学校体制>



①情報を集める・・・発見した場合はその場でその行為をとめる。

教職員、生徒、保護者、場合によっては地域の方から情報を集める

②支援、指導体制を組む（対応図）

③レベルに応じた及び関係諸機関との連携

いじめに対し、次の5つのレベルに分けて、関係諸機関等との連携も含めた対応をする。

レベル1

✓ ことばによるからかい *無視 *攻撃的な言動

レベル2

✓ 仲間はずれ *悪口、陰口、軽度の暴言

レベル3

- ✓ 暴言、誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷、態様が悪質で被害が大きいもの） *脅迫、強要行為（態様、被害、影響が比較的軽いもの）*暴力（蹴る、叩く、足をかける等、比較的かるいもの）

レベル4

- ✓ 重い暴力・傷害行為 *重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせるなど）

レベル5

- ✓ きわめて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為

1. 具体的な対応

何らかの方法で、いじめの事実、または悪ふざけや遊びの中で教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合はまず、その場でその行為を制止する。また、子どもや保護者から相談や訴えがあった場合は必ず状況を把握し管理職をはじめ、いじめ対策委員会に知らせ、早期よりかかわることが大切である。いじめ対策委員会は、通報を受け、速やかに体制を組み、関係の生徒からの聞き取りを行い、いじめの有無を確認すると共に、保護者への連絡などの方針を示し、全教職員へ周知する。また、レベルに応じ、教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関と相談などの対応を判断、決定する。

◎被害生徒への対応

あくまで「つらい気持ちを理解する・あなたが悪いのではない」という姿勢で次のようなことに留意しながら話をきく。状況に応じ、家庭訪問を行い、本人のプライバシーに十分配慮した上で複数の教職員で対応する。「いつ（ごろから）」「どこで」「だれが」「どんなきっかけで」「どんなことをされた」という事実を正しく確認することが大切である。秘密を守ることを必ず保証し、生徒が安心できる教職員が対応するなど、子どもに安心感を与える体制を組むことが大切である。必要に応じ、スクールカウンセラーへつなぐなど、本人の心のケアを中心に見守り体制を組む。

◎加害生徒への対応

「いじめは絶対に許されないという姿勢」で次のようなことに留意しながら複数の教員で話をきく。事実にしたがってひとつひとつを明確にしながら「いつ（いつごろから）」「どこで」「どんな気持ちで」「どんな方法で」「1対1か複数か」等の事実をあせらずゆっくりと聞く。事実と異なるときは「もう一度良く思い出して話そう」という姿勢で先を急がず、本人が話しやすい状況を作ることが大切である。いじめを認めたら、相手の身になってよく考えさせ反省を促し、事実が確認できたうえで、保護者への連絡、教職員への周知を行う。悪質で反省の色がない場合はなぜそのような行動に出たかをしっかり聞き出し、もし本人がどこかでいじめにあっていった場合は共感し、その指導も約束しながら間違いを正す方向に導いていく。

◎保護者への対応

〔被害生徒側〕

事実をしっかりと把握した上で、必ず家庭訪問か来校願い、事実関係を包み隠さず説明する。あくまで学校の生徒間で起こったことであるが、事象が起こるにいたるまでの子どもの様子や、また事実が発覚したあとの子どもの様子をしっかりと聞き取る。保護者の不安や憤りをしっかりと受け止め、時間をかけて聴いた後に、学校として今後の指導の方向性を伝え、連絡を密に取れるように協力を願う。必要に応じ、関係機関へつなぐ。

〔加害生徒側〕

事実をしっかりと把握した上で、必ず家庭訪問か来校を願い、事実関係を伝える。保護者の心情を理解し、具体的な助言をし、共に子どもの立ち直りをめざす姿勢を示す。いじめ対策委員会で協議の上、今後の対応を保護者と話し合う。必要に応じ、関係機関へつなぐ。

◎周囲の生徒（傍観者）への対応

傍観者も加害者と同じであるということを理解させるために、教員が毅然と「いじめはあってはいけない」といい示すことが大切である。いじめの事実の中で、周囲の人間がそれを助長させたり、抑制させたりする役割になっていたことを具体的に示し、自覚させる。一人ひとりがかげがえのない存在であることを学級活動や、道徳で繰り返し伝える指導が必要である。

2. 警察と連携した対応

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（チャート図参照）

◎犯罪行為と認められる「いじめ行為」の態様

・ 傷害 暴行 強制わいせつ 恐喝 器物破損 強要 窃盗

◎管理職・生徒指導主事を警察との連絡窓口とする

警察との連携の下、いじめられている生徒の安全確保のため必要な措置を行う
必要に応じ、加害生徒への指導に対する助言や協力を求める

3. 地域への対応

学校は説明責任を果たす立場から、誠実に事実の公開を行うことが大切である。その場合、被害の子ども、保護者、及びかかわっているすべての子どものプライバシーの保護を前提とする

◎地域への対応

- ・ 保護者への情報提供→問題を学校のみで解決するのではなく情報提供を行い、協力を要請する。必要に応じ、保護者会を開催し事実を伝える。
- ・ P T A等（地域教育協議会）→P T Aや地域の代表との情報交換の場を設定する

4. ネット上のいじめへの対応

◎情報モラル教育を推進し、未然防止に努める。

ICT 支援員との連携による情報モラル授業（生徒向け）

◎ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5. 今年度の重点目標

今年度、本校の子どもたちの実態をふまえ以下の点を重点目標とし取り組む。

- ・ すべての子どもたちの人間形成の源である自尊感情や自己有用感の構築をめざし、一人ひとりの子どもの良いところに着目し「ほめる」ことを中心に子どもを伸ばしていく。
- ・ 集団活動の基本である授業のあり方を全体で研修し、その向上をめざし、研修等を定期的に行う。
- ・ 生徒会、学級を中心とした集団作り活動の活性化
- ・ 教職員の組織力向上をめざし、各部（学年や分掌を単位として）活動の見直しや振り返りを定期的に行う。
- ・ 地域との連携をさらに深めるための情報発信を頻繁に行う（地域教育協議会会議、学校協議委員会、ブログで発信）

重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校長は直ちに教育委員会に報告します。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行います。

(2) 調査の実施

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

〈学校が主体となって調査を行う場合〉

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

(3) 調査結果の報告及び提供

○学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

○説明の結果、調査報告に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。

○学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告の内容について説明します。

○学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会に報告します。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

学校	家庭
<input type="checkbox"/> 教室内で特定の机に乱れがある	<input type="checkbox"/> 朝、起きてこない
<input type="checkbox"/> 落書きがあったり掲示物が破られたりする	<input type="checkbox"/> 体調不良を訴えることがよくある
<input type="checkbox"/> グループ分けのとき、特定の生徒が残る	<input type="checkbox"/> 目を合わせようとしらない
<input type="checkbox"/> グループでまとまり人を冷やかす	<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや破れが見られる
<input type="checkbox"/> 班活動にすると机間に隙間がある	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたりしている
<input type="checkbox"/> 掃除が一部の生徒しかしていない	<input type="checkbox"/> 会話や学校の話が減る
<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり隠されたりする	<input type="checkbox"/> 学校や友だちの不平・不満が増える
<input type="checkbox"/> 授業中の発言を笑ったりからかったりする	<input type="checkbox"/> 友だちからの電話や誘いを断る
<input type="checkbox"/> 菌回しのような遊びがある	<input type="checkbox"/> イライラして怒りっぽくなる
<input type="checkbox"/> 職員室や保健室への出入りが増える	<input type="checkbox"/> あいさつの声が小さい・出ない
<input type="checkbox"/> 準備や片付けを押し付けられる	<input type="checkbox"/> おどおどした様子が見られる
<input type="checkbox"/> 一人で過ごすことが増える	<input type="checkbox"/> あいさつの声が小さい・出ない
<input type="checkbox"/> 靴が隠される	<input type="checkbox"/> あざやケガがある
<input type="checkbox"/> 給食の残量が増える	<input type="checkbox"/> 部屋にこもることが増える
<input type="checkbox"/> 下校時刻になっても学校に残ろうとする	<input type="checkbox"/> ため息をつくことがよくある

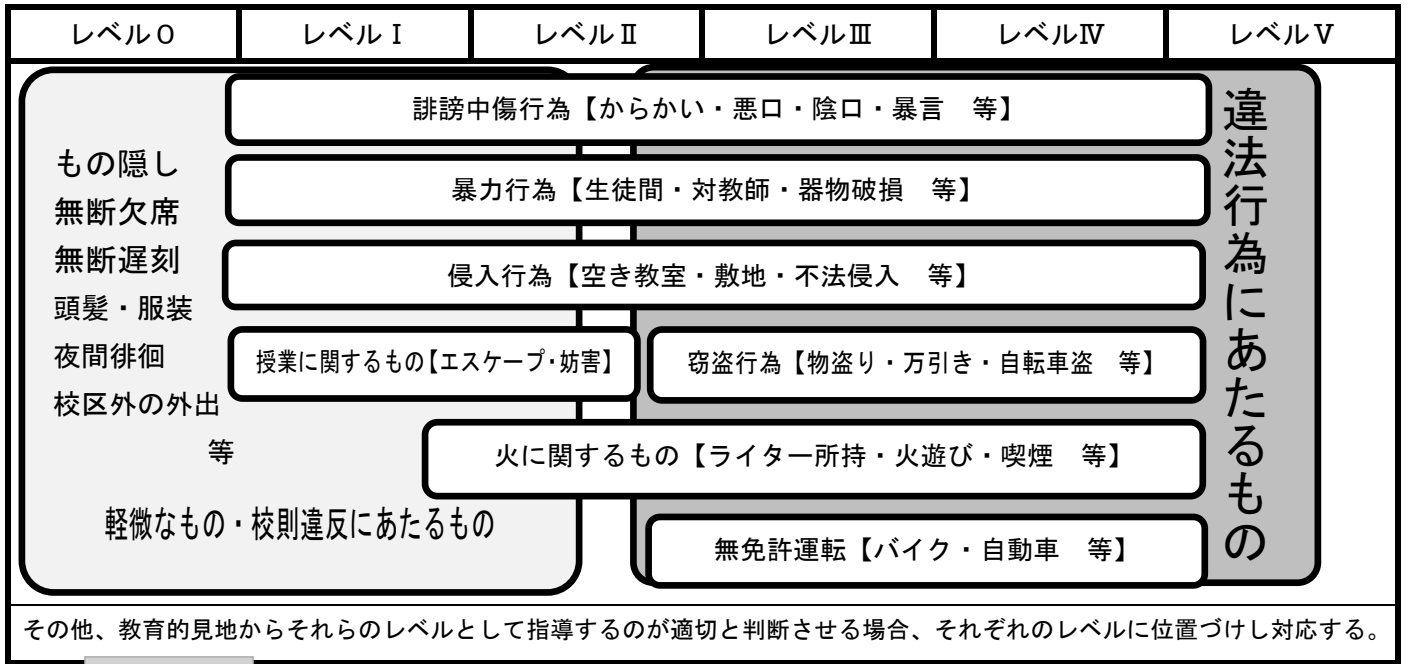
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てや雑巾がけなどの役割ばかりしている	<input type="checkbox"/> 言葉づかいが荒くなる
<input type="checkbox"/> 忘れ物が増える	<input type="checkbox"/> すぐに謝ろうとする
<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる	<input type="checkbox"/> 家のお金や物がなくなる
<input type="checkbox"/> 遅刻が増える	<input type="checkbox"/> 学校へ行きたがらない
<input type="checkbox"/> 欠席が続く	<input type="checkbox"/> ケータイ・スマホの使用が変化する
<input type="checkbox"/> 話しかけても目を合わせようとしない	<input type="checkbox"/> 食欲が変化する
<input type="checkbox"/> 絶えず周囲の顔をうかがう生徒がいる	<input type="checkbox"/> いつも整理されているのに、物が散らかっている
<input type="checkbox"/> あいさつの声が小さい・出ない	<input type="checkbox"/> 考え事をしているのが増える

いじめ対応や対策のためのチェックリスト(教職員用)

確認項目	備考
<input type="checkbox"/> 集団(仲間)づくり・授業づくりをしている。	指導・支援
<input type="checkbox"/> 気になる生徒への声かけを重点的にしている。	指導・支援
<input type="checkbox"/> 気になる事象に対して、学級や学年の生徒たちの指導をしている。	指導・支援
<input type="checkbox"/> 気になる生徒への対応を記録している。	対応記録
<input type="checkbox"/> 学級や学年の生徒たちからの情報や、その生徒が気になる生徒への関わりについて教職員が現状を把握している。	対応記録 (情報共有)
<input type="checkbox"/> 日々の生徒とのやりとりを教職員と話している。	情報共有
<input type="checkbox"/> 生徒とのやりとりを保護者へ連絡している。	情報共有
<input type="checkbox"/> 気になる事象を生徒指導主事や管理職へ報告している。	情報共有
<input type="checkbox"/> 報告・連絡・相談を意識して生徒指導している。	体制
<input type="checkbox"/> いじめ事案に対する支援・指導方針を理解している。	体制
<input type="checkbox"/> 組織的な対応のために、事案対応の役割分担を把握している。	体制
<input type="checkbox"/> SC、SSW等との相談窓口があることを知っている。	体制
<input type="checkbox"/> いじめ事案に対して、対策委員会を開いている。	体制
<input type="checkbox"/> 未然防止のための会議や打ち合わせを開いている。	体制

和泉市立信太中学校区 問題行動への対応チャート

大阪府教育庁資料、和泉市教育委員会資料に基づき作成



レベル0～Ⅰ

レベルⅡ～Ⅴ

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- 被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校内委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

- 必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・スクールカウンセラーを加えることが可
- ☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
- ☆状況の把握…事実を時系列で整理・記録し、対応方針の検討と確認を行う。

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベル0

学年主任や管理職に報告し、担任が把握して担任や学年教員が中心に指導を行うレベル

レベルⅠ

管理職に報告し、担任・学年が把握し、学年教員が中心に注意・指導を行うレベル

担任で対応し、解決を図る。

レベルⅡ

学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

レベルⅢ

警察や関係諸機関と連携して校内で指導を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当も含めて、繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅣ

教育委員会の指導のもと、警察や関係諸機関と連携して校外での指導を含めた対応を行うレベル

関係諸機関と連携して学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭でも指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関が対応を行うレベル

関係諸機関と連携して校外で指導するとともに、家庭と連携を取り、指導計画などをふまえた上で指導する。

再発防止に向けて

継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

指導・見守り

関係諸機関（教育委員会・福祉・警察等）への支援要請

留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- 校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応かを協議する。
- 暴力行為等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

問題行動のそれぞれの事案において、早期対応・解消に努める